



**組合** 「子育て中の職員を賃下げするのは時代に逆行」  
「時々により変動する手当は保障になじまない」 **本部**



「調整額に地域手当への扶養手当反映分を算入することは、困難です。」

独法化に伴い、扶養手当の地域手当への反映分が減額になっています。私たちは、都庁法人都立病院機構支部（旧衛生局支部）と共に、減額分を補償せよという要求書を出していました。その要求書に対する回答です。

現場では、「給料の支給額が減っている。現給保障と言われたのに」と怒りの声が上がっています。それに対しては、「移行時の基本給の考えについては、原案で『地域手当は廃止し、移行時給料月額<sup>20%</sup>を給料月額、職務手当又は調整額へ改編』とお示ししています」との回答でした。下の図は「新しい人事給与制度について」で示されたものです。確かに「給与月額分の地域手当」と書かれています。しかし右端の赤い線により「給料が下がる」と多くの組合員が受け止めました。

今後も資格手当、看護師等処遇改善事業の制度を活用した給与改善など交渉が続きます。組合活動に参加して、賃金の改善を実現しましょう。

【主事】

都  
↓  
法人



基本給が移行前より下らないよう、調整額を支給

【主任・係長】

都  
↓  
法人



基本給が移行前より下らないよう、調整額を支給



新型コロナウイルス感染に伴う組織共済の傷病見舞申請について

新型コロナウイルス感染症に罹患した、または濃厚接触者になってしまった組合員の方が急増しています。新型コロナウイルス感染陽性の場合（連続7日以上）、濃厚接触者となり（連続15日以上）自宅待機になった場合、傷病見舞金の給付対象になる場合があります。過去3年以内でしたらさかのぼっての申請もできます。受給資格があるかもしれないと思われた方は、各病院の都立病院労組支部事務所に問い合わせをしてみてください。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin\_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@ 都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります  
LINE@アプリの登録が必要です

